

家庭でできる子育て支援

新宿区子どもショートステイ

協力家庭になってみませんか

子どもショートステイ協力家庭とは？

保護者の入院、出産、介護、出張、育児疲れ等で、昼夜を通して児童を養育する方がいないときに、ご家庭（協力家庭）で7泊を限度に、お泊まりでお預かりいただく制度です。

協力家庭には養育費として1泊につき10,000円が支払われます。

どんな人がなれますか？

区内在住の方で、原則として18歳以上の同居人のいる方

（研修の受講等が必要です。詳細は裏面をご覧ください）



対象のお子さんは？

新宿区に住んでいる
生後60日から18歳未満までの児童です。

（協力家庭には主に3歳以上の児童をお願いしています）

協力家庭さんからの声

- 大人ばかりの生活が、久しぶりににぎやかになりました。
- 預かっているお子さんの保育園に迎えに行ったところ「もっと早くお迎えに来て。早くお家で遊びたいから」と言われて、嬉しかった！

問合わせ先

新宿区立
子ども総合センター 総合相談第一係
住所：新宿区新宿7-3-29
TEL：03-3232-0675
FAX：03-3232-0666



新宿区子どもショートステイ協力家庭への登録について

資格要件について

対象：以下のすべてに当てはまる方

- ・新宿区内在住、18歳以上の同居者がいる心身ともに健康な方
- ・家族が児童福祉に理解がある方
- ・居室が二部屋以上あり養育に適当な環境にお住まいの方
- ・必要に応じて児童を保育園、小学校等へ送迎の出来る方

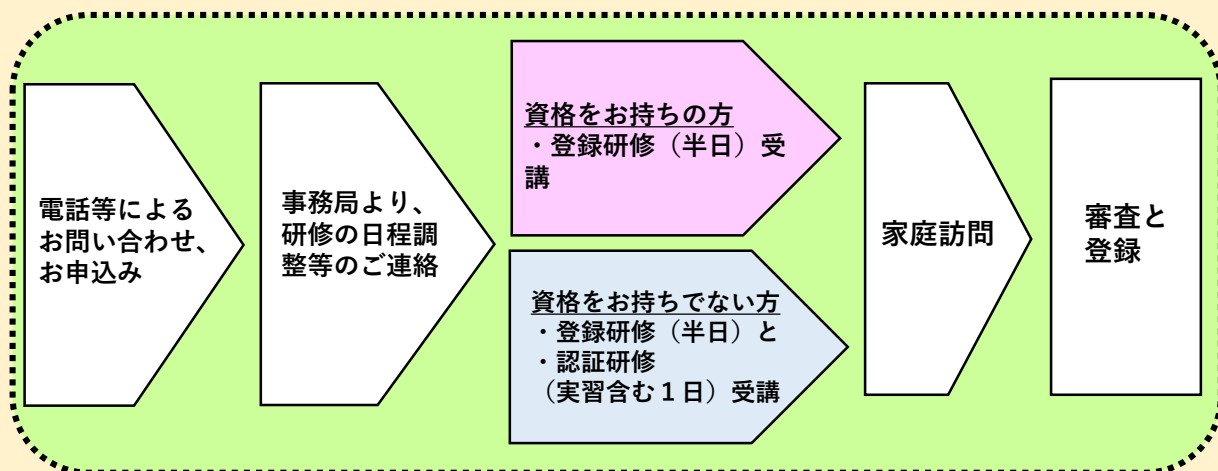
上記の他、以下のいずれかの資格をお持ちの方

- ・看護師、保育士、教員、その他児童の養育に係る資格のある方
- ・養育家庭、フレンドホームとして登録されているか過去に活動実績のある方
- ・ファミリーサポート提供会員として承認されている方
- ・ホームビジターとして登録している方
- ・新宿区子育て支援者養成講座を修了している方
- ・東京都子育て支援員研修を修了した方

上記の資格をお持ちでない方

- ・**認証研修（実習あり）**を受講することで協力家庭として活動していただけます。
- ・認証研修は、受講を希望する皆さんと日程調整の上実施しています。

まずは、子ども総合センターにご連絡ください。



問合わせ先

新宿区 子ども家庭部
子ども家庭支援課
子ども総合センター 総合相談第一係
住所：新宿区新宿7-3-29
TEL：03-3232-0675
FAX：03-3232-0666

